感染症法に基づく 宿泊施設確保協定について

愛媛県保健福祉部健 康 衛 生 局健 康 増 進 課

目次

01	これまでの経緯	p2
02	宿泊施設確保協定とは	p3
03	協定締結までの流れ	p4
04	協定締結後の対応	p5
05	協定の内容	p6
06	財政支援	p15
07	よくある質問	p16

これまでの経緯

新型コロナ対応を踏まえた感染症法の改定

新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症(※)の発生及びまん延に備えるため、国は感染症法を改正(R6.4.1施行)し、平時から、国・県・関係機関の連携による病床、外来医療及び医療人材・感染症対策物資の確保の強化、検査等のための必要な体制の整備等の措置を講ずることとなりました。

その中で、新興感染症の発生・まん延時において、医療提供体制の確保に必要な措置を、 迅速かつ適確に講ずるため、医療機関との医療措置協定、検査機関との検査措置協定、 **宿泊施設との宿泊施設確保協定**をそれぞれ締結することになります。

※本資料では、新興感染症を「感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の総称」と定義します。



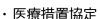
新型コロナ への対応



感染症法 改 正



感染症に備えた 協定の締結



・検査措置協定

宿泊施設確保協定

はた

宿泊施設確保協定とは

新興感染症(新型コロナと同程度の感染症を想定)の発生・まん延時に、県の要請に基づいて、 宿泊施設が居室の確保等の措置を実施するための協定

- ・施設の運営
- ・療養者の管理
- ・各種費用負担
- ・最新情報の提供

ほか



- ・居室の確保
 - ※ 一棟借上げを想定
- ・施設側で対応可能な サービスの実施
 - ※ 県と施設間の協議で決定

協定の趣旨

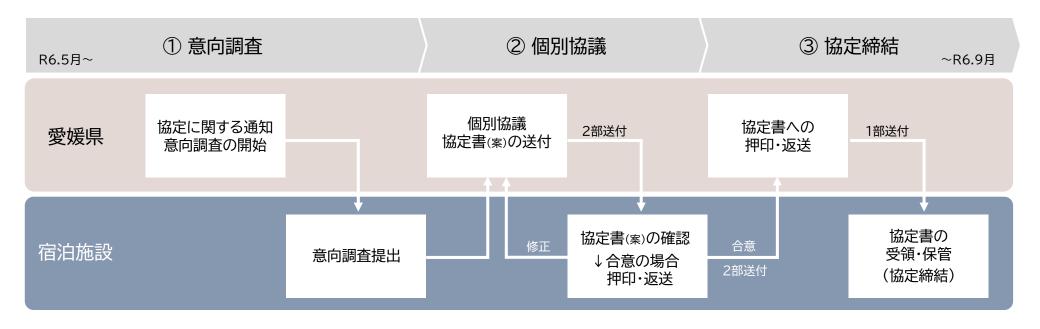
感染症発生・まん延時において、新興感染症に対応する体制の確保に必要な措置 (居室の確保等)を、迅速かつ適確に講じることを目的としています。

対象となる宿泊施設

民間の宿泊施設や平時から宿泊業を営むような公的施設

協定締結までの流れ

- 01 R6.5月から、県内の宿泊施設(※)を対象に協定に関する<u>意向調査</u>を実施
- 02 回答内容を踏まえ、県と宿泊施設で個別に協議を実施
- 03 協議が調えば、県と協定を締結



協定締結後の対応(想定)

平時

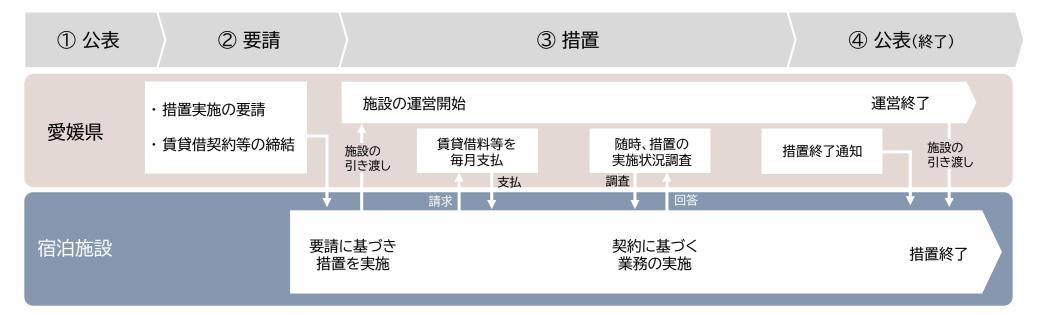
年1回、宿泊施設の運営状況等の調査を実施予定

有事

01 厚生労働省が新興感染症の発生について公表

感染症発生・ まん延時

- 02 感染状況を鑑み、県から宿泊施設へ協定に基づく措置の実施を要請
- 03 宿泊施設は要請に基づき、あらかじめ協定で規定している<u>措置</u>を実施 併せて、協定に沿った契約締結(施設借上げや食事提供等)
- 04 厚生労働省が新興感染症であると認められなくなった旨を<u>公表</u> ※ 措置期間中は、随時、協定の措置の実施状況等の調査を実施予定





協定の目的

・宿泊施設確保協定の目的(第1条)



県の役割

- ・宿泊施設確保の要請(第2条)
- ・県が実施する事務(第3条)
- ・宿泊施設に対する費用負担(第6条)
- ・感染症に関する情報提供等(第7条)
- ・宿泊施設が協定内容を実施しないときの対応(第9条)



宿泊施設の役割

- ・確保する居室数と対応時期(第4条)
- ・宿泊施設が実施する事務(第5条)※任意事項
- ・協定の実施状況等の報告(第10条)



その他

- ・協定の有効期限と内容変更(第8条)
- ・協定に関する疑義等の解決(第11条)

第1条:目的



この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。)第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設を確保することにより、甲が新インフルエンザ等感染症等の宿泊療養を提供する体制を整備することを目的とする。

⑦ 協定の措置の対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の 3つの感染症を対象としますが、いずれも**新型コロナ相当の感染症を想定**しています。

第2条: 宿泊施設確保の要請



甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、 乙に対し、第4条に定める宿泊施設確保措置を講ずるよう要請するものとする。

⑦ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、県知事が状況に応じて対応の必要を判断の上、 宿泊施設に措置を講ずるよう要請します。(判断の結果、要請しないこともあり得ます。)

第3条:甲の役割

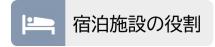
※ 甲=県



甲は、本件施設の確保等に関する次の各号に掲げる事務を実施するものとする。

- 一本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務(ただし、次条及び第5条の規定により乙が行う業務を除く。)に関すること
- 二 本件施設で療養する者の入所から退所までの間の管理全般に関すること(ただし、 第5条の規定により乙が行う業務を除く。)
- 三 関係者との調整に関すること
- ⑦ 宿泊療養の実施に当たって、県は、宿泊施設が実施する業務を除き、施設の借り上げ及び宿泊 療養の実施に必要な業務、宿泊療養者の管理、関係者との調整を行います。

第4条: 宿泊施設確保措置の内容



乙は、第2条の規定による甲からの要請に基づき、別表に定める施設において、次に掲げる 宿泊施設確保措置を講ずるものとする。なお、乙は、甲からの要請時にやむを得ない事由に より当該数の確保が困難な場合は、理由とあわせてその旨を速やかに甲に伝えるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期 (新型インフルエンザ等感染症等に係る 発生等の公表が行われてから <u>Iか月以内</u>)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染 症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u>)
対応の内容 (確保する宿泊 施設の居室数)	○室	○室

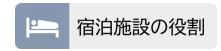
- ※ 流行初期は、甲からの要請後○週間を目途に、確保すること。
- ※ 流行初期期間経過後は、甲からの要請後○週間を目途に、確保すること。
- ⑦ 宿泊施設は、都道府県等から要請があった際に、<u>正当な理由により</u>事前に協定した居室数の確保が困難な場合(協定した施設自体の確保が困難な場合を含む。)は、理由とあわせて、 その旨を速やかに県に伝えます。

正当な理由の例

- ・当該施設利用客の振り替えが困難である場合
- ・宿泊施設確保措置に係る都道府県等から支払われる金額が営業時の宿泊料金の水準に比して著しく低く、 本施設の確保が困難である場合
- ・その他、当初の想定と異なる事情が発生し、対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合 など

第5条: 宿泊施設確保措置以外の乙の事務

※ 乙=宿泊施設



乙は、第4条に規定する宿泊施設確保措置及び確保した居室の提供の他、清掃、消毒、物品等の調達等の宿泊療養の実施に必要な業務のうち、甲乙の協議により乙が実施可能と判断した業務(乙が実施する業務を平時からあらかじめ具体的に定めておく場合は、別紙等で定めることを想定)を実施するものとする。

⑦ 今般の新型コロナ対応を踏まえ、宿泊施設において当該施設の確保以外の事務(<u>清掃、消毒、物品等の調達等</u>)を行うことが考えられます。(実施は任意) 具体的な業務については、新興感染症発生・まん延時に改めて協議することも考えられますが、

具体的な業務については、新興感染症発生・まん延時に改めて協議することも考えられますか、 平時からあらかじめ具体的に定めておく場合は、別紙等で定めることが想定されます。

第6条:措置等に要する費用の負担



第4条及び第5条の規定に基づく措置等に要する費用については、都道府県又は保健所設置市区の予算の範囲内において、甲が負担する。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

⑦ 現時点で、県の負担内容については未定ですが、新型コロナ対応の際は、県と宿泊施設の間で 施設借上げに関する賃貸借契約やその他食事等サービスの提供に関する委託契約を締結し、借り 上げ料及び委託料をお支払いしていました。

協定締結後、実際に施設をお借りすることになった場合は、上記と同様、<u>別途契約を締結</u>すること となります。

(参考)新型コロナ対応時の契約内容

賃借料 … 国の補助基準を上限とし、普段の宿泊料金や居室の備品等を勘案し、甲乙協議のうえ決定

管理書 … 施設側が負担

公共料金 … 施設側が負担

その他

修繕費 … 県の責任によるケースのみ県が負担

・・・・・食事やリネンの交換など、対応可能な事務について、甲乙協議のうえ決定

第7条:新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等



県の役割

新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

⑦ 本協定は新型コロナ相当の感染症を想定し締結するものですが、発生した感染症の性状が、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、協定の内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行うことを甲乙協議することとなります。

第8条:協定の有効期間及び変更



その他

本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 第4条に定める宿泊施設確保措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又はこの申し出により協議するものとする。
- ⑦ 宿泊施設側の事情変更に対し、柔軟に対応いたします。

第9条:協定の措置を講じていないと認められる場合の措置



甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

感染症法に基づく措置とは

勧告 指示 公表 の3つを指しますが、県が一方的に行うのではなく、まずは、宿泊施設と協議の場を設け、 措置を実施しない理由や代替手段等に関する話し合いの上、措置の適否を判断します。

- ⑦ 例えば、協定を締結している宿泊施設が、県の要請に応じない場合、
 - ①まずは、県と宿泊施設で協議の場を設け、
 - ②その上で、協議が調わず、施設側に正当な理由もなく、そのことによって<u>地域全体として必要な宿泊</u>療養体制を確保できないなど、地域における感染症対策に影響が及ぶと考えられる場合には、
 - ③宿泊施設確保措置をとるべきことを勧告し、
 - ④さらに当該勧告に意図的に応じない場合には宿泊施設確保措置をとるべきことを指示し、
 - ⑤それでもなお、当該指示に意図的に応じない場合はその旨を公表することなどが考えられます。

正当な理由の例(再掲)

- ・当該施設利用客の振り替えが困難である場合
- ・宿泊施設確保措置に係る都道府県等から支払われる金額が営業時の宿泊料金の水準に比して著しく低く、 本施設の確保が困難である場合
- ・その他、当初の想定と異なる事情が発生し、対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合 など

第10条:協定実施状況等の報告



乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該宿泊施設の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

⑦ 平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結宿泊施設の運営の状況等(当該施設の客室数や客室当たりの定員数等)を、感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等をそれぞれ報告いただくことを予定しています。

第11条: 疑義等の解決



この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して 定めるものとする。

⑦ 随時対応いたします。

財政支援

平時

現時点では想定されていません。

有事

現時点では未定です。

感染症発生・まん延時

協定締結に伴う財政支援については、感染症が発生した際に、その<u>感染症の</u>性状に合わせて定めることとされております。(協定第6条)

なお、新型コロナ対応の際は、県と宿泊施設の間で<u>施設借上げに関する賃貸</u> 借契約やその他食事等サービスの提供に関する委託契約を締結し、借り上げ 料及び委託料をお支払いしていました。

(参考)新型コロナ対応時の契約内容(再掲)

賃借料

… 国の補助基準を上限とし、普段の宿泊料金や居室の備品等を勘案し、甲乙協議のうえ決定

管理費

… 施設側が負担

公共料金

… 施設側が負担

修繕費

… 県の責任によるケースのみ県が負担

その他

… 食事やリネンの交換など、対応可能な事務について、甲乙協議のうえ決定

- Q1 宿泊施設確保措置協定は必ず結ばないといけないのか。
 - ⇒ 当協定は、県と宿泊施設が協議の上、合意が成立したときに、締結するものですので、必ず結ばなくてはならないものではありません。
 しかしながら、県としては、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、可能な限り、多くの施設事業者の皆様に御協力いただきたいと考えています。

- Q2 感染症の性状によって、可能かどうか不明のため、措置協定を結ぶことは 難しいと考えるがどうか。
 - ➤ 本協定は、新型コロナ程度の感染症を想定しており、実際の感染症の性状が、 事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、国においてその判断を行い、 機動的に対応するものとするとしています。 県としても、その判断に基づき、協定内容を見直すなど柔軟に対応いたします ので、可能な範囲で協定締結にご協力くださいますようお願いいたします。

- Q3 施設の一部貸し出し(例えば3階のみ)での協定も可能か。
 - ▶ 感染管理等の観点から、原則、一棟借上げを想定しております。
- Q4 協定を締結すると、その内容は公表されるのか。
 - ▶ 協定を締結したときは、県のHPにおいて、協定の内容を一覧の形で公表することとされています。公表内容は原則として、宿泊施設名や確保居室数等を想定していますが、それにより協定締結に支障が生じる場合には、宿泊施設名は明らかにしないことも検討いたします。
- Q5 協定締結のメリットを教えてほしい。
 - ▶ 感染症発生・まん延時において安定的に事業所得を確保できることが挙げられます。新型コロナ対応の際は、県から施設に対し、施設借上料のほか食事やリネン交換等に関する委託料を毎月お支払いしておりました。

なお、協定締結施設に対する平時からの補助金は現時点で想定されておらず、有事(感染症発生・まん延時)においては、その感染症の性状に合わせて定めることとされています。

- Q6 協定締結事項を実施しなかった場合のペナルティはあるのか。
 - ▶ 法令上、県は宿泊施設に対し、「勧告、指示、公表」を行うことができますが、 一方的に行うのではなく、まずは、協議の場を設け、協定で定めた措置を実 施しない理由や代替手段等に関して話し合いを行います。

勧告等の実施の判断にあたっては、協議内容や施設の事情を考慮し、慎重に行うこととし、協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、下記のような正当な理由があると県が判断する場合には、勧告等を行うことはありません。

正当な理由の例(再掲)

- ・当該施設利用客の振り替えが困難である場合
- ・宿泊施設確保措置に係る都道府県等から支払われる金額が営業時の宿泊料金の水準に比して著しく低く、本施設の確保が困難である場合
- ・その他、当初の想定と異なる事情が発生し、対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合 など

- Q7 施設の引き渡し後、施設の工事等を実施することはあるか。また、その場合、 施設の返却時の原状回復はなされるのか。
 - ➤ 宿泊療養施設として機能させるため、必要に応じて、ゾーニングやスタッフの 待機場所等に関する簡易な工事を行うことがあります。 (例)パーテーションの設置、警備用カメラの設置、エアコンの設置など

なお、宿泊療養施設を閉所させる際は、原状回復を行った上で、お返しいたします。

参考:感染症法(抜粋)

(病原体等の検査を行っている機関等の協定の締結等)

- 第三十六条の六 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る検査を提供する体制の確保、宿泊施設の確保その他の必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設その他厚生労働省令で定める機関又は施設(以下「病原体等の検査を行っている機関等」という。)の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「検査等措置協定」という。)を締結するものとする。
 - 一次のイからいまでに掲げる病原体等の検査を行っている機関等の区分に応じ、当該病原体等の検査を行っている機関等が新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置として、当該イからいまでに定めるもの
 - イ 病原体等の検査を行っている機関 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると 疑うに足りる正当な理由のある者の検体を採取すること又は当該検体について検査を実施すること。
 - ロ 宿泊施設 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設を確保すること。
 - ハ イ及び口に掲げるもの以外の機関又は施設 厚生労働省令で定める措置を実施すること。
 - 二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
 - 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
 - 四 検査等措置協定の有効期間
 - 五 検査等措置協定に違反した場合の措置
 - 六 その他検査等措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 都道府県知事等は、検査等措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査等措置協定の内容を公表する ものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県知事等の指示等)

- 第三十六条の七 都道府県知事等は、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、当 該検査等措置協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを**勧告**することができる。
- 2 都道府県知事等は、病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な**指示**をすることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定による指示をした場合において、当該指示を受けた病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、 正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を**公表**することができる。

参考:感染症法(抜粋)

(検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

- 第三十六条の八 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、検査等措置協定を締結した病原 体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、当該検査等措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該病原体等の検 査を行っている機関等の運営の状況その他の事項について**報告**を求めることができる。
- 2 病原体等の検査を行っている機関等の管理者は、前項の規定による都道府県知事等からの報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同項に規定する事項を報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は厚生労働大臣に対し、当該報告を受けた保健所設置市等の長は都道府県知事に対し、 当該報告の内容を、それぞれ電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働 省令で定めるものをいう。)により報告するとともに、公表しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事 は、速やかに、当該報告の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は都道府県知事に対し、都道府県知事は保健所設置市等の長に対し、それぞれ前項の規定による報告を受けた第一項に 規定する事項について、必要があると認めるときは、必要な助言又は援助をすることができる。
- 5 厚生労働大臣は、第三項の規定による報告を受けたとき、又は前項の規定による助言若しくは援助をしたときは、必要に応じ、厚生 労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(感染を防止するための報告又は協力)

- 第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。第十一項及び同条第一項において同じ。)若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3~6 略

7 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給(次項において「食事の提供等」という。)に努めなければならない。

8~10 略

11 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における同項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、**必要な宿泊施設の確保に努めなければならない**

21

参考:感染症法(抜粋)

(感染を防止するための報告又は協力)

- 第五十条の二 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該 新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該新感染症の潜伏期間と想定される期間を考慮して定めた期間内 において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその 他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、新感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症の所見のある者に対し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該新感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。)若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3~4 略